

平成19年度水防月間実施概要

1. 目 的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的とする。

2. 期 間

平成19年5月1日（火）から平成19年5月31日（木）まで
（北海道にあつては、平成19年6月1日（金）から平成19年6月30日（土）まで）

3. 主 催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）

4. 後 援

防衛省、警察庁、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、（社）日本新聞協会、（社）日本民間放送連盟、日本赤十字社

5. 協 賛

全国水防管理団体連合会、（社）日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、（社）建設広報協議会、（社）全国海岸協会、（社）全国治水砂防協会、（社）全国防災協会、（社）全国土木コンクリートブロック協会、（社）ダム・堰施設技術協会、（社）河川ポンプ施設技術協会、（社）雨水貯留浸透技術協会、（財）河川環境管理財団、（財）河川情報センター、（財）国土技術研究センター、（財）ダム技術センター、（財）ダム水源地環境整備センター、（財）リバーフロント整備センター、全国建設弘済協議会

6. 運動のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

7. 月間の重点

- （1）水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及
※ 特に、地域住民・企業が参加する水防訓練の実施
- （2）水防体制の強化
※ 特に、重要水防箇所の周知徹底
- （3）河川管理施設の点検整備
※ 特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

8. 実施概要

水防管理団体、河川管理者及び都道府県（以下「水防管理団体等」という。）は、出水期を前にしたこの月間内に、水防の意義及び重要性について国民の理解を深めるとともに、水害の恐ろしさや水防に対する国民の関心を高めるよう次に掲げる活動を積極的に実施するものとする。

なお、効果的な広報活動の推進に資するため、以下の活動の実施状況を月間終了後報告するものとする。

I 水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及

- (1) 広報活動等の推進
- (2) 水防演習の実施

II 水防体制の強化

- (1) 洪水予報、水防警報、特別警戒水位（避難判断水位）への到達情報の通知及び周知等の情報伝達演習等による迅速かつ確実な情報伝達体制の確保
- (2) 水防資器材の点検、整備
- (3) 重要水防箇所の周知徹底等
- (4) 水防研修等の充実
- (5) 水防団員の所属する事業所に対する協力依頼

III 河川管理施設等の点検、整備等

河川管理者は、水防管理団体とともに河川の巡視を行い、河川管理施設、許可工作物等の安全性について点検し、

- (1) 危険と思われる河川管理施設については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。
- (2) 許可工作物等については施設管理者による点検、整備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求めるとともに、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。
- (3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害等最近の災害に係る被災箇所については、厳重な警戒を行うものとする。
- (4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲートの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うものとする。

IV 水防功労者の表彰

水防管理団体等は、水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体を表彰するものとする。